

アフターサービスについて

消火設備についてのご質問やご不明な点がございましたら、お求めの販売店または下記最寄りの当社営業所にお問い合わせください。

- 首都圏営業部 〒105-0014 東京都港区芝2丁目5番6号 芝256スクエアビル8階
TEL 03(3798)5122 FAX 03(3798)5135
- 大阪支店 〒544-8585 大阪市生野区小路東5丁目5番20号
TEL 06(6756)0120 FAX 06(6754)3473
- 名古屋支店 〒460-0008 名古屋市中区栄5丁目1番35号
TEL 052(261)5531 FAX 052(251)5387
- 福岡支店 〒812-0051 福岡市東区箱崎ふ頭3丁目3番20号
TEL 092(641)5602 FAX 092(641)5609
- 仙台支店 〒983-0043 仙台市宮城野区萩野町3丁目8番55号
TEL 022(238)6465 FAX 022(238)7237
- 富山営業所 〒930-0856 富山市牛島新町4番10号
TEL 076(432)2606 FAX 076(431)2573
- 松山営業所 〒790-0952 松山市朝生田町7丁目2番24号
TEL 089(941)5964 FAX 089(932)3272
- 山梨営業所 〒405-0007 山梨県山梨市七日市場1431番地
TEL 0553(23)1270 FAX 0553(23)0016
- 北海道モリタ 〒065-0043 北海道札幌市東区苗穂町13丁目2番17号
TEL 011(721)4114 FAX 011(704)1947

販売店

MURITA

株式会社モリタ防災テック

本社 〒105-0014 東京都港区芝2丁目5番6号 芝256スクエアビル8階
TEL 03(3798)5120 FAX 03(3798)5121

改良等により予告なく仕様、その他を変更する場合がありますので、ご了承ください。

TS02492 12.02

MURITA

移動式粉末(第3種)消火設備 取扱説明書

M-33A型
M-33A型N (クリーニング用ガス容器別置きタイプ)

このたびは、モリタの移動式粉末消火設備をお求めいただきまことにありがとうございました。
設置される前に、この説明書をよくお読みいただき、正しい使い方、正しい点検をされますようお願いいたします。
なお後々のため、この説明書は大切に保管しておいてください。

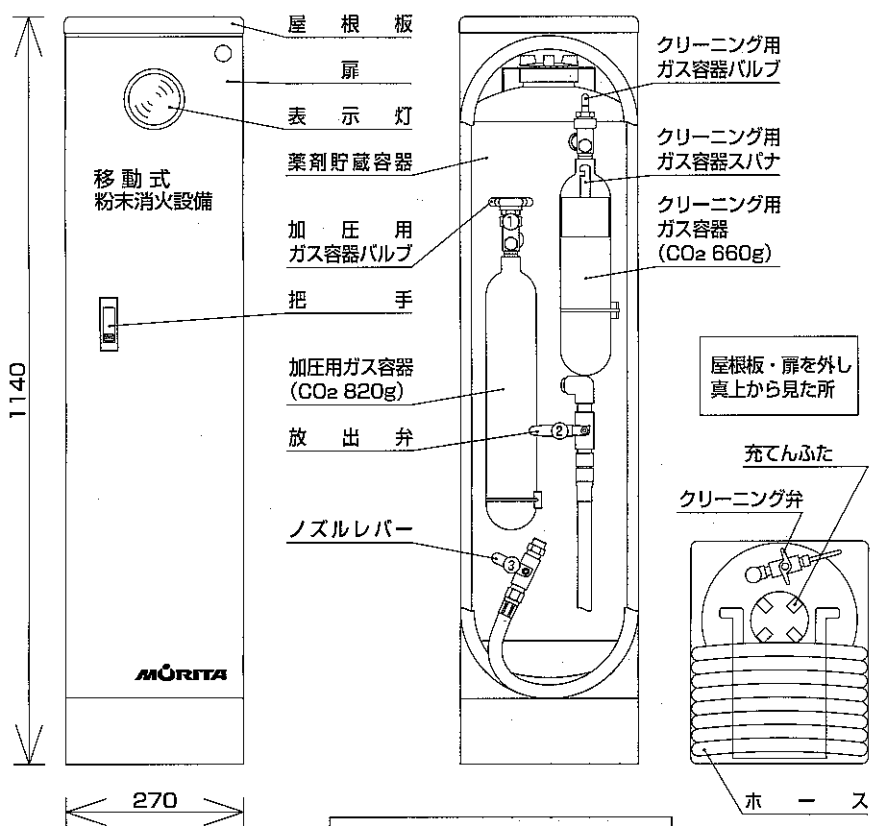
仕様

品名	M-33A型	M-33A型N
型式認定番号	C-468号	C-469号
消火薬剤型式番号	薬第13~4号	
消火薬剤充てん量	33kg	
ホース長さ	20m	
格納箱寸法	幅270・高さ1140・奥行360(mm)	
総質量	約80kg	約75kg

- ・危険物対応品では消火薬剤型式番号が「薬第13~5号」になります。
- ・特注品の場合、格納箱寸法が違うことがあります。

この粉末消火設備は、粉末消火薬剤を充てんした移動式粉末消火設備として適応防護区画付近に設置し、火災発生時にこの消火設備を操作してホース先端にあるノズルより粉末消火薬剤を放射して火災を消火するものです。

各部の名称



M-33A型Nはクリーニング用ガス容器が別置きになっています。

●注意事項

本機器の格納箱は、屋根板と上側ドアヒンジが一体の構造となっております。そのため、使用後の処置等で屋根板を取りはずす際には、扉が倒れて破損する恐れがありますので、手を添えるなど倒れの防止を行ってください。

使用方法 消火設備に表示されている使用方法にて操作してください

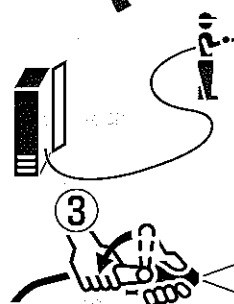
1 ボンベバルブ①を全開する



2 放出弁②を全開する



3 ホースをのぼしノズルレバー③を全開する



炎の根元を左右に掃くようにノズルを動かして消火する。

- ノズルレバーを閉に戻すと放射が止まります。
- 消火後は、完全に消火したことを確認してください。

(以下はM-33A型に関するものです。)

- 加圧用ガス容器とクリーニング用ガス容器を同時に開けないでください。薬剤貯蔵容器内の圧力が高くなり危険です。
- クリーニング用ガス容器での起動はしないでください。この場合、多少の消火薬剤は放射しますが、消火に有効な放射はできません。

安全上のご注意

必ずお守りください

- ⊘ この表示は、してはいけない「禁止」内容です
- ⚠ この表示は、気をつけていただきたい「注意喚起」内容です
- ❗ この表示は、必ず実行していただく「強制」内容です

警告 死にまたは重傷などを負う可能性が想定される内容です。

加圧用ガス容器バルブ、クリーニング弁、放出弁は平常時は閉位置のこと。

これらのバルブ類が開いていると、火災時に使用できない恐れがあります。

注意 傷害を負う可能性または物的損害のみが発生する可能性が想定される内容です。

⊘ 人に向けて放射することは絶対にしないでください。

放射される消火薬剤が直接顔に当たると、呼吸困難や失明等の恐れがあります。

⊘ 消火の際、火元に近づき過ぎないでください。

火災による火傷の恐れがあります。

⊘ 火災または点検の場合以外は操作しないでください。

不適切な操作をすると、火災時に使用できない恐れがあります。

❗ 使用方法をよく確認してください。

誤った使用方法で操作しますと消火できない恐れがあります。

❗ 定期的に点検を実施してください。

点検をしなかったことにより、火災の時に使用できない恐れがあります。

●消防法により6カ月に1回の外観点検及び機能点検、1年に1回の総合点検を行うことと規定されています。点検はお求めの販売店にご相談のうえ、専門の消防設備士の点検を受けてください。

使用後の処置について

1. 電気設備、電気器具等の火災では、電源を遮断してください。

2. 消火薬剤が目に入ったときは、速やかに水洗いし、目に痛みを感じたり充血した場合は医師の診察を受けてください。

3. 消火薬剤が皮膚にかかったときは、速やかに水洗いしてください。

4. 消火薬剤がかかった食物は食べないでください。

消火薬剤を故意に食べたりしないでください。消火薬剤は、人体に対し有害性や毒性はほとんどありません。

5. 消火薬剤がかかった器物は速やかに掃除してください。

●よく水洗いしてください。水洗いできないものは水で濡らした雑巾でよく拭き取ってください。

●飛散した消火薬剤をそのまま放置しておきますと、金属類の腐食や塗装面を変質させる恐れがあります。

6. 消火薬剤のかかった電気機器は電源を遮断してから掃除を行ってください。また、電気絶縁性が低下している恐れがありますので、専門の業者に点検を依頼してから、通電してください。

7. 使用後の消火設備は速やかに販売店に再充てんを依頼してください。

●外観・機能に異常がなければ再充てんして使用できます。お求めの販売店にご相談ください。

●消火設備の再充てんを行うには消防設備士の資格が必要です。お求めの販売店にお申し付けください。

維持・管理について

1. 消火設備の充てんふた・ホースなどをゆるめないでください。

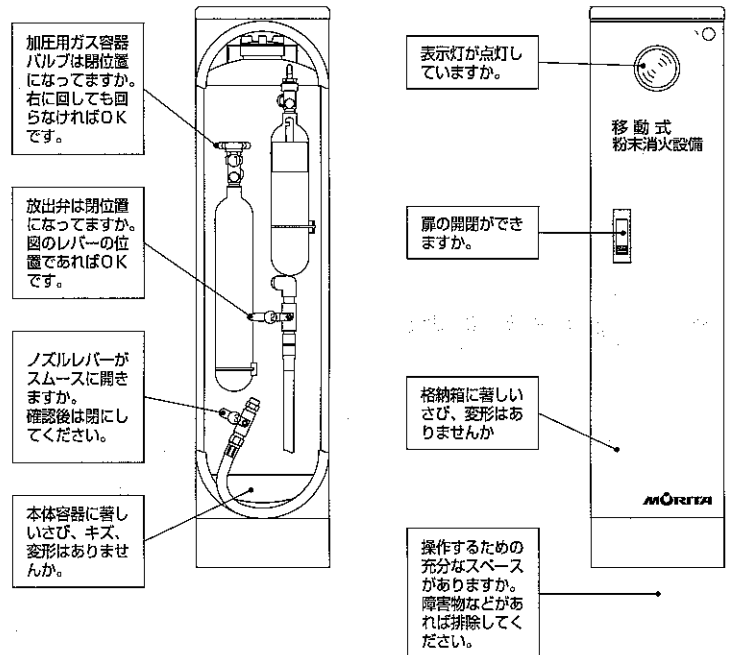
- 充てんふた、ホースなどをゆるめたまま使用すると破裂する恐れがあります。
- 消火設備の機能点検・整備は、消防法の取り決めにより、消防設備士の資格を有する者が行える業務とされています。お求めの販売店にお申し付けください。

2. 消火設備のためし放射はしないでください。

3. 日常の点検を行ってください。

以下の項目で異常がある場合は速やかに販売店に連絡し、機能点検、整備等の処置を行ってください。

※これらの日常の点検他に消防法に基づく定期点検が必要です。お求めの販売店にお申し付けください。



※異常の状況により下記のような内容が想定されます。

異常の状況	想定される内容
加圧用ガス容器バルブが開でない	使用済の恐れ、使用できない恐れ
放出弁が開でない	十分な放射ができない恐れ
ノズルレバーがスムーズに開かない	使用できない恐れ
本体容器に著しいさび、キズ、変形がある	破裂する恐れ
表示灯が点灯していない	消火設備の位置が確認できない恐れ
扉の開閉ができない	使用できない恐れ
格納箱に著しいさび、変形がある	内部機器に影響を及ぼす恐れ
操作するための十分なスペースがない	使用できない恐れ

※M-33A型Nの場合はクリーニングガス容器は、M-33A型のように本体に取り付けず、別置きになっております。

同フロア内に下図のような「移動式粉末消火設備専用クリーニング用ガス容器」と表示された格納箱内に、クリーニング用ガス容器が4本収納されているかご確認ください。

